

平成 29 年 7 月 4 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

キャッシュカードによる A T M でのお振り込みの一部利用制限について
～ 振り込め（還付金）詐欺被害防止対策の一環として実施します ～

株式会社宮崎銀行（頭取 平野 亘也）は、全国で多発しているご高齢者に対する振り込め（還付金）詐欺被害防止への取り組みとして、下記のとおり A T M でのお振り込みの一部の利用を制限しますのでお知らせいたします。

対象となるお客さまにはご不便をおかけすることとなりますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みとして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象となるお客さま	下記 の両方に該当するお客さまの口座 70 歳以上のお客さま 当行キャッシュカードで、10 万円以上（ ）のお振り込み を過去 2 年間以上ご利用されていない預金口座 （ ）振込手数料を含む
利用制限の内容	キャッシュカードによる A T M（他行 A T M を含む）での 10 万円以上のお振り込み （キャッシュカードによる「引出し」「預け入れ」は、従来 どおりご利用できます）
利用制限の開始日	平成 29 年 7 月 19 日（水）
その他	対象となるお客さまが利用制限の解除を希望される 場合は、本人確認資料をご持参のうえ当行本支店窓口 にお申し出ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社宮崎銀行
事務統括部 担当：吉野、奥村
TEL：0985(32)4423